

第 5 号

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
 - 2 報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告
について
 - 3 報告第8号 平成25事業年度財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告につ
いて
 - 4 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書
 - 5 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情
 - 6 請願第1号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出
に関する請願書
 - 7 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
 - 8 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情
 - 9 陳情第7号 「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情
 - 10 陳情第8号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求め
る陳情
 - 11 発委第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の
提出について
 - 12 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
 - 13 発委第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 - 14 発委第7号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について
 - 15 発委第8号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求め
る意見書の提出について
 - 16 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 17 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 18 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 19 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

- 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ
-

- 出席議員次のおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本市 蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小渕 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

- 欠席議員次のおり（なし）
-

- 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長 河野 雅男 議事係長 常田 和男

- 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小林 央 君
教育委員長	村上 温 君	教育長	佐々木 正明 君
会計管理者	花岡 佳昭 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	大井 良元 君	健康福祉課長	成澤 満 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	藤澤 光男 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	柴草 隆 君
消防課長	阿部 好徳 君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(児玉信治君) 本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(児玉信治君) 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、6月16日の議会運営委員会に町側から2件、議会側から17件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(児玉信治君) 議事に入ります。

日程第1 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本件につきましては、去る6月10日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

(総務常任委員長 田中 篤君登壇)

総務常任委員長(田中 篤君) 総務常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会

委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成26年6月12日
2. 開催場所 第1委員会室
3. 審査議案

議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 平成26年6月10日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第36号

原案のとおり可決すべきものと決定

審査の内容について、若干補足説明をさせていただきます。

議案第36号の採決ですが、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づき、市町村は毎年度政令に定められた掛金を消防団員等公務災害補償等共済基金に支払い、また、必要に応じて公務災害補償及び退職報償金の支給に関する経費の支払いを受けると定められております。

今回の改正は、平成26年3月7日に国会で政令が公布され、同4月1日より施行されているもので、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を5万円引き上げる改正となったものでございます。これに伴い、町の条例の一部を改正するものです。

支払い基準は別表のとおりですが、この表は平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用いたします。また、消防団活動の期間算定の基準については、括弧の各市の例の説明を受けましたが、いろいろなケースがあり詳細は消防課に問い合わせる必要があります。期間の算定方法は町条例3条及び4条の規定に基づいています。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（児玉信治君） これより委員長報告に対し質疑を行います。

12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 12番 小淵茂昭です。

先般、町のほうからの提案に対して、私のほうから5万円の根拠の質問を申し上げてあるんですが、委員会の中で内容を精査されたのか。

それから、我が町の非常勤消防団員の現状は、各議員の皆さん方が一般質問等で取り上げられた中で非常に厳しい状況にあるということも踏まえて、この審査をされたという内容の中でそういう問題についても検討されたかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（児玉信治君） 4番 田中総務常任委員長。

総務常任委員長（田中 篤君） さきのご質問の5万円につきましては、国の決定でございますので内容についての詳細な審査はしておりません。

消防団員の定数についての確認は審査の過程でさせていただきましたが、その問題について深く今後どうしたらいいかということについては審査しておりません。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 現状の消防団に対する地域の補助体制というものが、町内ばらついているのが現状でありまして、地区によっては援助体制をとっておるところもあるわけですから、トータル的な中で、また総務が所管でありますので、ぜひこの件について検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 4番 田中総務常任委員長。

総務常任委員長（田中 篤君） 貴重なご提言ありがとうございます。

今後、総務常任委員会の活動の中で、今の点を把握しながら検討していきたいかと思っています。ありがとうございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 11番 湯本市蔵です。

せっかくここで大幅に改善になったということでちょっと調べてみたんですが、負担金ということで退職報償金の基金のほうへ納めるお金というのは、平成23年度以降ずっと同じぐらいな金額で689万円、ことしの予算は3,000円ということで納入しているんですが、今度は基金から町に繰り入れている雑入はことしの予算が500万円で、支払う報償費の予算は650万円ということで、この差額が町の単独の支給分だと思うんですけども、この関係は今度ここで一律5万円上がったという中で、町の方もそれで多分上がったんじゃないかと思うんですが、町の単独分の引き上げに対する、要するに向こうから来たのはいいとして、町の単独分についてもどのように審査されたかお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 4番 田中総務常任委員長。

総務常任委員長（田中 篤君） それにつきまして担当部署のほうにお伺いしましたところ、全てそれについて予算については織り込み済みで予算をつくってあるということでございます。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第36号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第36号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について

3 報告第8号 平成25事業年度財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について

議長（児玉信治君） 日程第2 報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について及び日程第3 報告第8号 平成25事業年度財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告についての2件について、報告書の提出がありました。

以上2件の報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について、報告第8号 平成25事業年度財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告についての2件について、一括ご報告申し上げます。

本案につきましては、定款に基づき予算は理事会において、決算は評議員会において承認を得たものを提出されたものです。地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長(児玉信治君) 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(内田茂実君) [議案に基づく補足説明]

議長(児玉信治君) これより一括質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

11番 湯本市蔵君。

11番(湯本市蔵君) とりあえず1点お願いします。

今度一般財団法人ということになって、予算のページがないので別表の収入支出予算書というところですけども、管理費のところは費用弁償というふうに書いて15万円というのが予算でのっかっているんですが、前年度の予算が15万円となっているんですが、決算のほうで見ると、決算の場合は報酬という科目になっているんですけども、ここで一般財団法人になると科目とか内容が変わってくるのか、その辺まずお願いしたいと思います。

議長(児玉信治君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) ちょっとそこら辺は申しわけございませんが詳細に調べてございませんで、また後でお答えいたしたいと思います。

議長(児玉信治君) 11番 湯本市蔵君。

11番(湯本市蔵君) では、もう1点、今度は決算のほうの報告なんですけど、4ページの事業収支の報告のところは、受託事業の情報物産館と楓の湯の利用者数というのがあるんですけども、金額のほうはいいんですが、この利用者数というのは何の利用者数か、レジで打った数なんだか、この利用者数というもののカウントの仕方をお願いしたいと思います。

議長(児玉信治君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) お答えいたします。

レジを通過した数を合計をいたしてございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 12番 小淵茂昭です。

ちょっとトータル的になるんでトータルの1個をお願いします。

14ページの受託事業特別会計正味財産増減計算書、ここに事業収益の中で、楓の湯管理事業収益が前年、当年で一応ここだけプラスですよ。当年度のほうが多いんですが、戻りまして、途中の表の1ページですが、受託事業特別会計収入支出予算書ですから本年度平成26年4月1日から平成27年度3月31日までなんですが、楓の湯の事業収益がマイナス計上をされています。

ちょっとこの実績から合わせますと、平和公園は別として、情報物産館、それから委託販売事業収益がともに前年対比マイナスですが、計画が逆になっているような気がするんですが、この辺は特に楓の湯の事業収益が三角355万円の理由づけはどういうことでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） すみません。もう一度申しわけございません、言っただけかもしれませんでしょうか。決算のほうを14ページの。

議長（児玉信治君） 12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） いずれにせよ平成25年度決算と比較すると楓の湯は増収ですよ。単純にきょう今、数字を初めて見たもので内容が私細かくわかりませんが、この報告ではプラスですが、平成26年度、新年度は何で三角を計上されたか、その理由をまず端的にお聞きしたいと思います。

議長（児玉信治君） 答弁整理のため暫時休憩します。

（休憩） （午後 2時35分）

（再開） （午後 2時37分）

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（内田茂実君） 申しわけございません。

平成26年度予算につきまして、事業収入の関係につきましては小淵議員がおっしゃるように前年度予算額が2,855万円を見まして、本年度予算額については2,500万円ということで355万円ほど減というふうに見込んでいるわけでございます。

この予算額につきましては、前年度の平成25年度の実績等を勘案いたしましてつくっております。前年度の予算額の2,855万円というのは多少、少し多く見過ぎたというふうな内容でございまして、実績的には一応実績に合わせた本年度予算になっているというふうにお願いたしたいと思います。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第7号及び報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号及び報告第8号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書

議長(児玉信治君) 日程第4 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、本年第1回定例会において観光経済常任委員会に審査を付託し、継続審査となっておりますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) それでは、陳情2号の審査報告をいたします。

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会
委員長 山本良一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 平成26年2月4日
3. 件名
(陳情第2号)
最低制限価格の設定に関する陳情書
陳情者 長野市岡田町124-1
一般社団法人長野県建築士事務所協会
会長 池田修平
中野市壁田955
長野県建築士事務所協会中高支部
支部長 倉石忠明
4. 付託年月日 平成26年3月3日
5. 審査結果 不採択すべきものと決定

審査の経過について若干ご説明いたします。

3月議会に出されているということでちょっと遠くなりますので、趣旨も含めてちょっとご説明を加えさせていただきますが、今回の陳情の趣旨に関しては、建築物の設計監理業務の入札において発注時に最低制限価格85%程度に設定せよとの趣旨でございます。

根拠として陳情書に記載されております構造計算書の偽装、あるいは平成21年に定められた業務報酬基準、国土交通省告示第15号を熟知しなかった建築事務所の例など最低制限価格を設定することにより解消する事例ではなく、設計者のモラルや資質そのものに起因する事例であり、行政に陳情して解決すべきものではなく、設計者自身、あるいは業界全体としての自覚を求め解決すべき性質のものとして判断いたしました。

次に、85%程度にという非常に微妙な表現で数字を掲げての陳情をされておりますが、陳情文の中にそれでは80%の場合どういった問題があるかとか、99%ならよい建築なのかなり具体的なケースが一切記載されておられませんので、当委員会においてはこの陳情書の数字が妥当なものか、あるいはその必要性があるのかも含めて判断のしようもございませんという結果になっております。

委員会としては、もちろん住民にとっても公共の建築物は適正な価格で、その上将来にわたり安全で安心して使用できるものでなければならないものではあります。陳情文で指摘されている偽装事件はもちろん、法に無頓着な設計事務所の存在があるとすれば非常にゆゆしきことで厳しく対応すべきものとは考えております。

私たちはただ価格にだけ捉われた議論ではなく本質的な部分、つまり町の将来、あるいは産業振興に向けての幅広い視点で考え、さらには町民の立場に立って考え、判断すべきだと考えておりますので、以上2つの観点から全会一致で原案は反対、つまり不採択すべきものとしたしました。

以上、不採択に至る審議内容について細やかに説明させていただきましたが、聡明な議員諸兄は非常に理解していただけるものと信じておりますし、くれぐれも原案に賛成されることのないように慎重なご対応をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を行います。

4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） 今、委員長のほうから報告いただきました。

当町の産業並びに雇用、その方々の賃金、その観点からのご検討はなされたでしょうか。

議長（児玉信治君） 8番 山本観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（山本良一君） 先ほど申し上げましたように陳情者が陳情している内容が、建築にかかわる設計業務にかかわる陳情ということですので、その範囲に絞って考えております。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は不採択でありますので、初めに、原案に賛成者、すなわち委員長報告に対し反対者の発言を許します。

4番 田中篤君、登壇。

(4番 田中 篤君登壇)

4番(田中 篤君) 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書の原案に対する賛成討論をさせていただきます。

この陳情は、先ほど観光経済常任委員長のお話のとおり一般社団法人長野県建築士事務所協会並びに同中高支部の代表者名で出された陳情でございます。内容的には設計、工事監理業務等の入札による発注には、最低制限価格を発注予定額の85%程度に設定していただきたいとの陳情です。

県でも平成21年10月1日より委託業務に係る入札制度を見直し、失格基準価格が設定されております。

この問題は、今回建築事務所協会から陳情されておりますが、それだけにとどまらず町の経済発展と今後の育成にとって方向性が決まる大きな問題です。公共の発注する設計監理等の委託並びにソフト、ハード、サービスの仕事、工事の請負、そして物品の調達は税金等のお金によって行っており、町の産業雇用を守るための重要な要素です。

人口減少化社会を迎えて地方の自治体は消滅の危機を迎えているといわれております。わけでも当町は長野県でも人口の減少率が高い町として新聞紙上に取り上げられたりと、町の危機は皆さんと共有していると思います。

人口減少を食いとめる方法は幾つがあると思いますが、町内の雇用と産業を守ることが一番効果的です。全ての委託、サービス、工事、物品の調達価格は予算化を行う前に、実勢価格を調査して算定しているはずですが、それを大きく逸脱して応札するという事は経済原則を無視しており、故意か間違いかは別として町の産業を破壊する行為であります。その物件が当町の経済に余り関係のない業者が受注するとしたら、町民の税金を町の経済発展につなげる機会を失うことになり、当町における当該産業の衰退を招き、雇用がなくなり、町の将来に暗雲が垂れ込みます。

また、実勢価格を大きく逸脱した値段で落札したなら、町内での雇用の給与水準を下げることとなります。当然、雇用される方は今後この町を担う若者たちですが、安い給与水準では暮らしていけなくなり、この町から離れていってしまいます。結果的に町から産業がなくなり、雇用もなくなり、若者たちがこの町から消えてしまいます。そして、そのような町に魅力と未来があるでしょうか。

確かに二十数年前の過去でのバブル終結時のデフレ時代でしたら、上がり過ぎた物価の調整局面としてある意味で必要悪であったかもしれません。しかしながら、現在はその後長いデフレ下で所得が下がり経済が停滞して、国民並びに町民が苦しめられ、やっとこれを脱しようと

日本国全体で取り組んでいる最中であります。その中で、デフレ時代の政策を進めることは、結果的にこの町の衰退を助長しているかもしれません。

議員の皆様方、またこの議場にいらっしゃる皆様方には、この町の現在の惨状と現状のままで行くと予測されている暗い未来を変えるために、そして、私どもの子孫の世代のためによりよい未来を残すべく、今、この町が何をしなければならないかをご賢明なご判断をお願いいたしまして、私の陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書の原案に対する賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（児玉信治君） 次に、原案に反対者、すなわち委員長報告に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（児玉信治君） 起立5人で少数です。

したがって、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書については、観光経済常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

5 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情

議長（児玉信治君） 日程第5 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、本年第1回定例会において観光経済常任委員会に審査を付託し、継続審査となっておりますが、お手元に配付してあります申出書のとおり、さらに観光経済常任委員長から会議規則第75条の規定により継続審査とする申し出がありました。

お諮りします。陳情第5号について、観光経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情については、観光経済常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

6 請願第1号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出
に関する請願書

7 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

議長（児玉信治君） 日程第6 請願第1号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書及び日程第7 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、以上2件の請願書を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月3日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、請願第1号につきまして審査報告いたします。

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

請願審査報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 平成26年5月23日

3. 件名

（請願第1号）

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

請願者 長野県教職員組合下高井支部

山ノ内町教職員組合

執行委員長 石井 誠

4. 付託年月日 平成26年6月3日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

続きまして、請願第2号につきまして審査報告をいたします。

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

請 願 審 査 報 告 書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 平成26年5月23日
3. 件 名

(請願第2号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

請願者 長野県教職員組合下高井支部

山ノ内町教職員組合

執行委員長 石井 誠

4. 付託年月日 平成26年6月3日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過につきまして若干ご説明いたします。

両請願とも当委員会では全会一致で採択となりました。

国や県の教員配置基準、教員の配当基準による相違点や、当町の小・中学校の現状につき教育委員会事務局より説明をいただき調査、審査させていただきました。

なお、昨年12月議会では、両請願とも本議会において採択となっておりますので、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し一括質疑を行います。

14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） 14番 小林克彦です。

委員長にはまことに申しわけないんですけども、審査経過を伺います。

毎回申し上げていますが、受理番号請願第2号については、三位一体改革を国と地方で議論するときに教育制度の地方への権限の移譲、それに伴う税の移譲を100%地方6団体が国に要請したと、時の政府、それから文科省がそれはまだできないということで2分の1半々から、3分の2と3分の1とした経過がございます。

いまだ恐らく地方6団体は三位一体の改革での内容が実施されていないにもかかわらず負担制度だけが変わったから、これはおかしいという正式なコメントも出していないでしょうし、こういった当時とは状況が変わってきているので、もとの半々に戻すべきだという統一見解も恐らく出されていないんだろうと思います。

結論的には、現状からすれば私も半々ということの結論には賛成ですけども、とすれば自己矛盾を起こさないためには朝令暮改でないためには、やはりその辺が意見書の中に盛り込むべきという意見があったか。

もう一つ、少なくとも町村議長会に行って、うちの議長がちゃんとその辺のところを議長会の中で提案をして改めるべきということを審査の中でされたか、そのようなことを議員協議会の中で詰めるべきというご相談があったかどうか、その辺について伺います。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） 7番 高田佳久。

ただいま、3点ご質問いただきましたが、まず、1点目の部分につきましてなんですけれども、6団体の案は平成16年ですか案ということで国庫負担金の全廃、税源移譲をして地方の裁量でできるようにしていただきたいという趣旨の提案があったことは事実であります。

その部分につきまして、当委員会におきましては前回昨年12月の段階で6団体の部分についての調査をいたしました。そうすると基本的には平成16年の段階では確かにそういった要望が提出されて、2分の1から3分の1になっている事実はございますが、やはり近年そういったことでもとに戻してくれという案は、長野県議会でも請願は採択されているというような事実や、町村議会のほうでは税源移譲で3分の1をさらにゼロにしていきたいというような提案というのはないというふうには調査しております。

また、それを委員会の中で当議長等町の議長において町村議会ほうへ申し入れしてくれというような発言等はございませんでした。

もう一つ最後に議員協議会等での相談等もということの話は委員会の中では出ておりませんでした。ただいまご質問いただいた内容も含めて、また委員会のほうでも検討していく材料とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

これより、請願ごとに討論、採決を行います。

請願第1号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号を社会文教常任委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

8 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

9 陳情第7号 「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第8 陳情第6号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情及び日程第9 陳情第7号「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情、以上2件の陳情を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月3日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) それでは、審査報告をいたします。

陳情第6号からまいります。

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会

委員長 山本良一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議会規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第6号

2. 受理年月日 平成26年3月3日

3. 件名

(陳情第6号)

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

陳情者 中野市三好町1丁目1-19 北信地区労働者福祉会館
中高地区労働組合連合会
議長 畔上稔男

4. 付託年月日 平成26年6月3日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続いて、陳情第7号に入ります。

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会
委員長 山本良一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第7号
2. 受理年月日 平成26年3月5日
3. 件名

(陳情第7号)

「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情

陳情者 長野市高田276-8 県労連会館内
いのちと健康をまもる長野センター
理事長 古畑俊彦

4. 付託年月日 平成26年6月3日
5. 審査結果 採択すべきものと決定いたしました。

審査の内容については、最初の第6号、これについては全国平均で1,000円ぐらいに上げてという形の中で、ワーキングプア、これに対する対応というものが、地方にとっても非常に必要であるというような趣旨でございます。当然、全員の委員会賛成ということで承認されました。

第7号については、過労死という、これが言われ出したのが四半世紀前と言われておりますが、これが広がっている、あるいは減らない、そういった形の中で個人の力ではなかなか対応できない、企業にものを言うことができないという趣旨の陳情でございまして、これも全会一致での採択となった物です。よろしくご審議ください。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し一括質疑を行います。
(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を観光経済常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

陳情第7号 「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を観光経済常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号 「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情は、観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

10 陳情第8号 「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第10 陳情第8号 「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月3日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長に報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) それでは、陳情第8号につきまして審査報告をいたします。

平成26年6月19日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第8号
2. 受理年月日 平成26年5月20日
3. 件名

(陳情第8号)

「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情

陳情者 中野市三好町一丁目1-19 北信地区労働者福祉会館内

北信地区憲法をまもる会

会長 涌井純生

4. 付託年月日 平成26年6月3日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

審査経過につきましてご説明いたします。

採択の結果は全会一致で採択となりました。なお、請願者は違いますが同様の趣旨の請願がさきの3月議会におきましても陳情として採択となっております。

委員会の中では、前回3月の中で議論したことと同様ということで特段問題ないということで全会一致採択となっております。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 9番 黒岩浩一です。

委員長にお伺いしますが、審査過程で近年の東アジア地域の国際情勢の緊迫、核保有国または核保有を目指している国、抗戦的な国の主導による緊迫については、それからそれに対して日本としてどのように対処しなくてはいけないかというようなことについての議論はされたかどうか、お伺いします。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） 7番 高田佳久。

基本的には審査の内容でそういったことはございませんでした。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 今の件ですけれども、我々が地方議会が国の外交を動かすわけにはいきませんが、こういう問題についてはそれぞれ一人ひとり、あるいは組織、委員会として議論もしない、意見も持たないということは無責任な感じがいたしますが、委員長の見解を伺います。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） 7番 高田佳久。

決して議論していないわけではございません。基本的には個々の部分についての、例えば今言った東アジアの緊迫した状況だとかということについて、個々のケースで議論したということとはございませんと言っただけで、審査の過程では議論はされております。

特に、1つは集団的自衛権そのものについてどうこうという中身についてではなく、基本的にこの陳情の趣旨というのが憲法の改正を伴わずに憲法解釈だけを変える、それをやめていただきたい、そういった趣旨の内容というふうに当委員会では理解しておりますので、王道として中身を変えていくのであれば、憲法改正ということを目指すべきではないかという意見等はございました。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番、黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 黒岩です。

陳情第8号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情、この採択に関して反対の立場から討論をいたします。

我々と価値観が異なり、かつ抗戦的な姿勢が目立つ複数の国によって近年の東アジア政治情勢が緊迫しております。そういう状況を直視すれば、米国との安全保障環境を強めることは必要であると考えられ、したがって、集団的自衛権を限定的に使用できるようにすることについては、私は基本的には賛成であります。

しかし、改憲もしくは憲法解釈の変更に関する国民的論議の積み重ね及び米国の言いなりにならないための留保条件に関する対米交渉の積み重ねについては、いずれもまだ十分ではないと考えております。

今回、陳情の集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持を求めるというタイトルだけを見ますと、できるだけ従来の個別的自衛権で対処し、集団的自衛権については慎重審議を求めるという姿勢とも拡大解釈できますので、私は当初の第一印象としては、この陳情の採択には反対しにくい、賛成してもいいかなというように感じておりました。

しかし、陳情に添付された意見書の案を見ますと集団的自衛権について正確には国の安全保障の転換と言うべきところを、戦争しない国から戦争をする国への転換と表現するなど、この種の論議にありがちな情緒的かつ飛躍した意見が随所に見られますので、このような考え方がベースになっている限り、私はやはり採択に反対せざるを得ません。議員諸兄のご検討とご賛同をお願いいたします。

また、後刻採決される当議会から出す意見書案につきましても、内容を大幅に変えて、できるだけ従来の個別的自衛権で対処しつつ、集団的自衛権については時間をかけて慎重審議を求めるといふ趣旨にならない限り、私は反対するつもりであります。

以上です。

議長（児玉信治君） 次に、社会文教常任委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 陳情第8号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情の提出について、採択すべきものとの委員会審査報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

陳情の書き出しの安保法制懇が集団的自衛権行使を容認する見解を明らかにしたというのは、長い報告書の2というところに、あるべき憲法解釈のそのまた2、憲法上認められる自衛権の（2）というところの一部でございます。これを受けて、即日、安倍首相が今後どのように検討していくか、その基本的方向性について説明をいたしました。

その一部は、一部の立法に当たって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が適切なのか。今後内閣法制局の意見も踏まえつつ政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入りたいと思う。与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的方向を、国民の命と暮らしを守るため、閣議決定していくと述べ、常軌を逸した乱暴な口調で今も強引に閣議決定しようとしております。

きょうの信毎も見てきたんですが、集団的自衛権議論3カ月、変わる論点、進まぬ理解、目くらし批判もという記事が出ておりました。全く同感であります。

私は安保法制懇の報告書の全文と安倍首相の記者会見の新聞記事も一般質問を通告した関係上全部読みましたが、その中で必要最小限の範囲の自衛権の行使には、個別的自衛権に加えて集団的自衛権の行使が認められるという判断も政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正が必要だという指摘は当たらないと、これが一番最後の終わりのところに書いてあるんですがどうしてこうなるのか全く理解できませんでした。

週刊文春という週刊誌の5月29日号に安保法制懇委員で集団的自衛権行使容認の防衛大学校名誉教授の佐藤昌盛氏が内幕を明らかにしております。これは週刊誌の1ページですが、これちょっと長いんですが、この中のちょっとさわりを読んでみたいと思います。

今回の安保懇は安倍首相出席の正式会合が7回、出席しない非公式会合が3回開かれました。

しかし、集団的自衛権とは何ぞやという基本的な認識の共有を目指した議論はありませんでした。そもそも委員全員が集団的自衛権について理解していたのか疑問です。

正式な議論は2月で終わりましたが、報告書の最終的な詰めを3月17日、非公式会合で行うことになりました。歴史を変えるような報告書を我々の名前で出すのですから、委員としてしっかり読み込むべきものでした。原案は注釈を含めて40ページほどあります。学術論文のよう

な難しいものですから3時間で一気に読めというのは失礼な話です。繰り返して読む時間もなくきちんと頭に入りませんでした。会議の予定は2時間でしたが、まず軽食の時間があって実際には1時間40分程度、北岡伸一座長代理がざっと読み上げ、事務方の補足説明の後、各委員が三、四分程度意見を言って終わり、詰めの作業とはほど遠いものでした。その後の原案は回収されました。

実際の文書作成は、北岡氏、首相補佐官、それから内閣官房副長官らによって行われ、発表まで2カ月を要した。完成版が委員たちの手元へ届いたのは報告書が公表される前日のことだった。5月14日、報告書が速達で我々委員の手元に届きました。

事務方にとって安保懇は集団的自衛権の行使容認にお墨つきを与えるだけの存在しかなかったのでしょうか。我々はいわば安倍さんの隠れみのに使われることとなります。懇談会とはそういう宿命なんだと割り切っていますが、必ずしも気持ちは晴れません。このようなことが書いてございます。

首相の意向に沿う人を集めた私的諮問機関の報告書を口実に、自作自演の憲法解釈変更することは余りに国民をばかにしているとしか思えません。

自民党元幹事長の加藤紘一さんも戦争の道再び進みかねないと危惧しております。タレントで元民主党参議院議員の大橋巨泉さん、憲法は権力を縛るもの、安倍改憲は根本が間違っていると批判。全国52の全ての単位弁護士会が反対の会長声明や意見書を上げるなど広範な人々が反対しております。

先ほど、黒岩議員のほうで戦争をする国というようなことで情緒的だというふうに言っておりましたけれども、共産党の志位委員長が国会質問で、これは5月28日です。これまでの政府の憲法解釈では武力行使をしてはならない。②戦闘地域には行ってはならないとの歯どめがあった。今度は行使容認されるとどうなるかという問いに、安倍首相は歯どめを残すとは言わず、逆に自衛隊の活動を拡大する方向で検討すると答弁。結局、戦地派兵、戦争の泥沼になると。6月1日の信毎の社説では、「考えているのか命の重さ」ということで、首相の説明に欠けているのは自衛隊員や国民がこうむるリスクだと、このように延べております。

最後になりますが、そもそも憲法9条のもとで集団的自衛権を行使してはならないという政府見解は、ある日突然政府が一点の見解を出して決まったものではなく、戦後半世紀にわたって国会での論戦を経て政府見解として定着し確定してきたもので、国民多数の声に耳をかさず、国会でのまともな議論をしないで与党だけの協議を経て、一内閣の閣議決定で行うことなど許されません。

しかも、高村氏案は政府が集団的自衛権行使について示した1972年の政府見解を根拠にしようとしておりますが、この見解というのは、そもそも集団的自衛権行使容認の根拠になるどころか、反対に集団的自衛権行使は憲法上許されないことを述べたものであります。ここから片言せりふを抜き出して、集団的自衛権の根拠にしようなどというのは論外であります。

平和国家としてのあり方を180度転換する議論を1カ月足らずの密室協議で推し進め、決定を

強行することは許されません。主権者の一人として立憲主義破壊の安倍政権の暴走をやめさせ、世界に誇る9条を守るため、陳情採択、意見書提出に賛成でございます。

以上です。

議長（児玉信治君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

陳情第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立13人で多数です。

したがって、陳情第8号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

1 1 発委第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

1 2 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第11 発委第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について及び日程第12 発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを一括上程し、議題とします。

以上2件の発委について、提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは請願第1号、2号ともにお認めいただきまして、まことにありがとうございます。それを受けた形での意見書提出となりますので、よろしくお願いたします。

発委第4号

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年6月19日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

平成26年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは、意見書を朗読させていただきます。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

文部科学省は2012年9月に、平成25年度から5か年で小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとした。平成26年度予算において、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することになってしまった。

すべての子供にゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。長野県では平成25年度30人規模学級（35人基準）を中学3年生まで拡大し、これで小・中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科職員が配置されなかったり、少人数学級実施にともなう増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。義務標準法改正により小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するよう強く要請する。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請する。

1. 国の責任において35人以下学級を推しすすめるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備をすすめるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

2. 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

内閣総理大臣様

財 務 大 臣 様

文部科学大臣様

総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

続きまして、発委第5号になりますが、
発委第5号

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年6月19日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

平成26年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは、意見書を朗読させていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成27年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

文部科学大臣様

総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

以上であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発委ごとに討論、採決を行います。

発委第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

13 発委第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

14 発委第7号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について

議長(児玉信治君) 日程第13 発委第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について及び日程第14 発委第7号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてを一括上程し、議題とします。

以上2件の発委について、提案理由の説明を求めます。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) これは先ほど皆様方全会一致での賛同を得られました陳情第6号、それから陳情第7号に基づく意見書の提出についてのご提案でございます。

発委第6号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年6月19日 提出

観光経済常任委員長 山本良一

平成26年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下のワーキング・プアであり、平均賃金は2000年と比べて10%も減っている。世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を形成してきたのであり、政府が「賃上げによる経済好循環」を目指すのは正しい。

東日本大震災からの復興も遅れている。過去最大の大規模予算をもとにした多額公共事業や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京で869円、長野県では713円、最も低い地方では664円にすぎない。フルタイムで働いても税込で120～160万円では、まともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、長野県と東京では時間額で156円も格差があるため、青年の県外流出を促している。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円が普通である。高い水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 政府は、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。
4. 公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するた

め、公契約法の制定を行うこと。

5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

続いて、発委第7号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてです。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年6月19日 提出

観光経済常任委員長 山 本 良 一

平成26年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、「k a r o s h i」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は減少せず、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がり続けています。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的苦痛は筆舌に尽くしがたいものがあり、また真面目で誠実な労働者が過労死・過労自殺で命を落とすことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は十分に機能しているとは言えません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけ改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

よって、政府におかれましては、以上の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望します。

記

1. 過労死は、あってはならないことを国が宣言すること。
2. 過労死をなくすための、国、自治体、事業主の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月 日
衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

以上でございます。皆様のご賛同お願いいたします。

議長（児玉信治君） 一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発委ごとに討論、採決を行います。

発委第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第7号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第7号を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第7号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

15 発委第8号 「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求め る意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第15 発委第8号 「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求め意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは陳情第8号をお認めいただきましてありがとうございます。それを受けた形での意見書提出となりますのでよろしくお願いいたします。

発委第8号

「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年6月19日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

平成26年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは、意見書を朗読させていただきます。

「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める意見書

5月15日、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は報告書を提出し、「我が国と密接な関係にある外国に対して、武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請または同意を得て、必要最小限の実力を行使して、この攻撃の排除に参加し、国際の平和及び安全の維持・回復に貢献することができる」とすべきである」と「集団的自衛権」行使を容認する見解を明らかにしました。これを受けて、同日、安倍首相は、歴代政府が積み上げてきた「集団的自衛権」行使は憲法上容認されないという見解を変更し、容認するという「基本的方向性」を発表しました。

私たちは、未曾有の犠牲者を生み出した先の大戦の深い反省から、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」（憲法前文）、「国民主権」「戦争の放棄」「基本的人権の保障」を三大原理とする日本国憲法を制定して戦後の歩みを始めました。

そして、「憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解し、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解をまとめ、歴代政府において踏襲されてきました。さらに、PKO協力法の制定にあたって、国際協力において海外における武力行使に極めて抑制的であることで、「戦争しない国」として世界の日本への信頼を得てきたのです。

集団的自衛権の行使を「限定的」であれ憲法解釈の変更で認めることは、憲法第9条の恒久

平和主義を放棄し、海外における武力行使の道を開き「戦争する国」へと大転換を図るものに他なりません。同時に、憲法が定めるわが国の根幹を内閣の一存で変更することは、憲法が国民の自由や権利を守るために政府を縛る規範であるという立憲主義を否定するものといわなければなりません。

安全保障環境の変化がことさら強調されていますが、集団的自衛権の行使を容認する論拠とはなっておりません。さらに、「戦争する国」に転換することで北東アジアの軍事的緊張を一挙に高めてしまう危険もあります。

武力によって平和を創り出すことはできません。国際紛争を解決する道は、国際的な人道的経済支援と徹底した平和外交の展開にあります。

私たちは、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月 日

内閣総理大臣様

総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立13人で多数です。

したがって、発委第8号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-
- 16 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 17 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 18 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 19 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（児玉信治君） 日程第16から日程第20までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 河野雅男君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（児玉信治君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（児玉信治君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月3日から本日までの17日間の会期でありましたが、一般会計の補正予算、条例の一部改正、契約案件のほか専決処分など全ての案件が慎重に審議され、また、一般質問では全12名の議員が登壇され、人口問題を初め、産業振興や教育問題などさまざまな課題に対し活発な論戦をいただきました。

過日、この一般質問の録画放送をごらんになられた町民の方から、一般質問でよく使われがちの不適切な表現についてご指摘をいただきました。ご承知のとおり一般質問は大所高所から政策を建設的立場で論議すべきであり、また質問であるからあくまで質問に徹すべきであり、要望や願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものであると議員必携にも述べられております。十分ご注意をいただき、より内容の充実した効果のある質問を展開していただきたいと願うばかりでございます。

議員各位、そして理事者、管理職各位には円滑なる議会運営に格別なご協力を賜り、本日無事閉会を迎えられますことに厚く御礼を申し上げます。

また、会期中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただき、その成果につきましては、今後の議会活動を通じ町政の発展に生かされますよう、お願い申し上げます。

これからが夏本番です。いよいよ暑さが厳しくなっております。議員各位、理事者、管理職各位におかれましては健康には十分留意され、明るく元気なまちづくりになご一層のご尽力を賜り、ご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（児玉信治君） 町長から閉会のご挨拶がございます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成26年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、6月3日から17日間の長い会期中、各常任委員会の管内視察を初め、3日間の一般質問では人口減少対策、産業振興、教育行政など活発なご議論をいただきました。

また、ご提案いたしました全ての案件につきまして原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

第31回長野県中学校軟式野球大会において、山ノ内中学校野球部が見事優勝し、去る6月10日県大会優勝報告を受けました。7月5日から6日の北信越大会に長野県代表として出場されますが、チームワークと日ごろの練習の成果を発揮され、けがをしないでプレーできることを町民の皆様とともに大いに期待しております。

6月12日、ストックホルムのMAB計画国際調整理事会において、志賀高原ユネスコエコパークのほぼ全町へのエリア拡大が決定の一報を6月12日夜7時15分に受けました。町として記者会見により、テレビ、新聞等へのPRや、東小学校ユネスコスクール登録、ESD推進事業による環境教育、庁舎前懸垂幕、道の駅横断幕の掲示、独自のロゴマークの作成、活用による観光や農業のブランド化、2月14日の信州大学との環境教育支援協定による森林セラピー、エコパーク事業の推進に努めてまいります。

移住定住促進を行政だけでなく、業界の協力もいただきたく6月4日宅建業協会長野県支部と協定を結び、双方の情報交換をし促進してまいります。また、補正予算でもご説明申しあげましたが、住宅用太陽光発電設置、克雪住宅普及促進、空き家活用改修等事業補助、移住促進家賃補助や空き店舗活用補助、都内で開催される3県合同移住相談会に参加し、積極的なPRにより、移住定住に努めてまいります。

玉村町との友好提携の一環として、旧森林組合除雪基地から高社山麓約8ヘクタールを「玉村町の森」として無償貸与し、山の全くない玉村町では大変喜ばれましたが、区長会、農業体験の子供たち、援農隊の折など現地を視察したり、記念写真を撮る程度でした。さきの災害応援協定締結時に、長野県の里親制度による協定を結び、県の指導等も受けながら、職員や住民が森林作業を体験したり、心身のリフレッシュ活用をすることはいかかかご提案申し上げましたところ、帰町後ご検討いただき、貫井町長からご了承いただきましたので、田中北信地方事務所長にも状況を説明申し上げたところ、県としても同意いただける方向となりました。7月29日ご来町いただき、協定書の調印をするよう準備中です。今後も玉村町とはいろいろな形で友好交流が深まるよう努めてまいります。

今回のABMORI植樹を記念し、(株)スリートップと和合会が新たに森林里親協定の調印が決まり知事と町長が立会人となります。なお、和合会とバンダイナムコの森林里親協定は

森林の保全と人々の交流の場が目的で、平成19年5月、志賀高原旭山エリアが調印されています。来年3月、8年間の協定満了に伴い、既に両者の間では延長しないことでも了承されている旨報告を受けております。かわるものとして、両森林里親制度の協定を位置づけてまいりたいと考えてございます。

夏の観光シーズンを迎える折、白根火山が「レベル1」から「レベル2」に引き上げられ、一時通行不能となっていました。誘導員の配置等により、6月14日から朝9時から5時の間通行可能となりました。安全第一としつつも、夏の観光にとって大変心配しましたが、昼間の通行可能対応に大変ご尽力いただいた長野県や草津町等に改めて感謝申し上げたいと思います。

夏から秋にかけて、観光山ノ内のイベントがめじろ押しに開催されますが、官民一体となって大会の成功、知名度アップ、SBCラジオ番組「よってかっしゃい！やまのうち」によるPRなど誘客に努めてまいります。

また、タケノコのセシウムも6月12日、不検出との結果が出、大人気のサバタケも昨年を上回る製造を目指しており、一方、サクランボの出荷や夏に向けて桃・ブルーベリーなどの生産・出荷がピークを迎えてまいります。ことしも安全・安心を第一とし、消費者ニーズに沿ったおいしい果物などの生産、販売にJA、農家とともに大いに期待しております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

議長（児玉信治君） これにて、平成26年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員